

JIS

C 9212

電気がま及び電子ジャー

 JIS C 9212-1993

(2003 確認)

平成**19**年 3月**20**日付け追補 あり

平成5年1月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 47.3.1 改正：平成 5.1.1 確認：平成 10.6.20
官 報 公 示：平成 10.6.22
原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会
審 議 部 会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 正田 英介）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS 規格ご利用者各位

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(㊄)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示しておりましたが、平成 20 年 10 月 1 日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成 20 年 10 月 1 日

(財) 日本規格協会

白 紙



電気がま及び電子ジャー

C 9212-1993

(1998 確認)

Electric rice-cookers and electric rice-warmers

1. 適用範囲 この規格は、最大炊飯容量3.6 L以下で定格消費電力2 kW以下の、主に家庭用の電気がま、ジャー兼用電気がま及び最大保温容量3.6 L以下で、定格消費電力100 W以下の主に家庭用の電子ジャーについて規定する。

備考1. この規格の引用規格を次に示す。

- JIS C 2520 電熱用合金線及び帯
- JIS C 3301 ゴムコード
- JIS C 3306 ビニルコード
- JIS C 3312 600 Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
- JIS C 3327 600 Vゴムキャブタイヤケーブル
- JIS C 8303 配線用差込接続器
- JIS C 8304 屋内用小形スイッチ類
- JIS C 8358 電気器具用差込接続器
- JIS G 3555 織金網
- JIS K 2240 液化石油ガス(LPガス)
- JIS K 5400 塗料一般試験方法
- JIS K 6894 四ふっ化エチレン樹脂処理皮膜
- JIS K 7202 プラスチックのロックウェル硬さ試験方法
- JIS S 6006 鉛筆及び色鉛筆

2. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるもので、参考値として併記したものである。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 電気がま この電熱を利用し、主として米飯を自動的に炊き上げる器具。短時間保温できる機能をもつものも含む。電気炊飯器ともいう。
- (2) 電子ジャー 米飯の容器を、正特性をもつ発熱半導体によって加熱を行うもの、又は発熱体によって加熱し、電子部品若しくは電子回路で温度制御を行い米飯を保温する器具。
- (3) ジャー兼用電気がま 電子ジャーの保温機能を備えた電気がま。ジャー炊飯器ともいう。
- (4) 最大炊飯容量 電気がま及びジャー兼用電気がまによって1回に炊飯できる米の最大容量(L)。
- (5) 最大保温容量 電子ジャーの内容容器に1回に入れて保温できる米飯の最大容量 [炊飯前の米の量で表す。(L)]。
- (6) 直接式 米と水とを入れた内なべを直接加熱して炊飯する方式。
- (7) 間接式 内なべには、米と水を入れ、内なべと外がまの間に一定の量の水を入れて、内なべを間接的に加熱して炊飯する方式。
- (8) 本体 ふた及び内なべ又は内容容器を除いた部分。
- (9) 器体 本体とふた及び内なべ又は内容容器の総称。
- (10) 内なべ 電気がま及びジャー兼用電気がまの米と水を入れる容器。